

所得税の確定申告と町道民税の申告はお早めに

町道民税の申告と所得税の確定申告の期間は、2月18日から3月17日までとなっていますが、給与所得者で所得税を納め過ぎになっている方は、2月18日以前でも確定申告をして源泉徴収された所得税の還付を受けることができます。申告書の提出先は最寄りの税務署です。1月18日以降であれば役場総務課税務係の窓口へ提出することもできます。

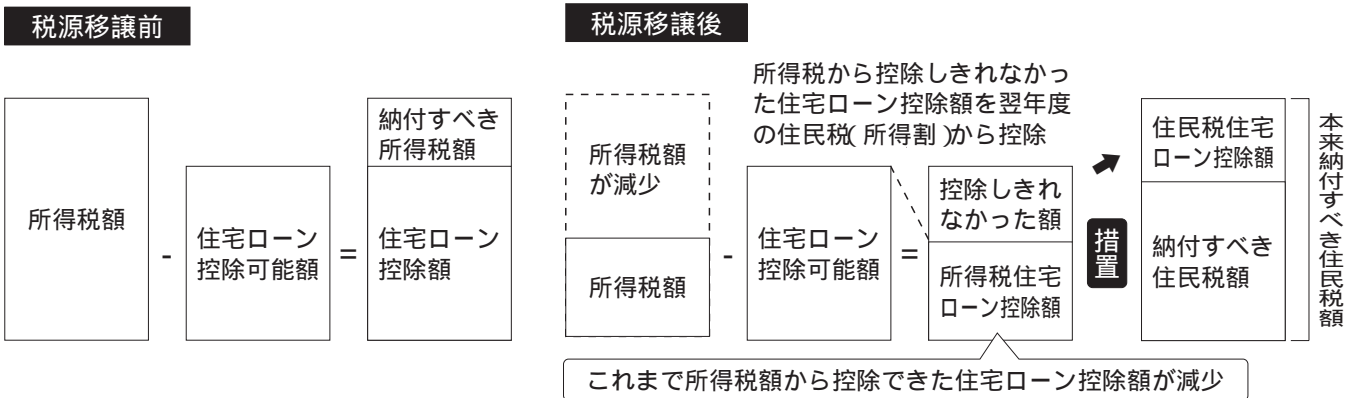
例年、3月17日の申告期限が近づくと税務署や役場の相談窓口もたいへん込み合いますので、申告書は前年の「申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

また、申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」での作成や、簡単・便利な「e-Tax」のご利用をお勧めします。

平成19年から税源移譲によって、所得税・住民税が変わっています
所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方は平成20年3月17日までに申告が必要です！

控除しきれなかった分は住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。



平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

課税される所得金額	税率	控除額	平成19年分の所得税から適用される主な改正事項 定率減税額の廃止 平成18年分をもって、定率減税が廃止されました。(平成18年分は、経過措置により10%へ縮減) 所得税率の改正 所得税の税率構造が次のように改められました。
1,000円から1,949,000円まで	5%	0円	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="font-size: x-small;"> <p>地震保険料控除の創設 平成19年分の総所得金額等から控除する地震保険料控除(長期損害保険料控除と合わせて最高5万円)が創設されました。</p> </div> <div style="font-size: x-small;"> <p>平成19年分の所得税から適用される主な改正事項 定率減税額の廃止 平成18年分をもって、定率減税が廃止されました。(平成18年分は、経過措置により10%へ縮減) 所得税率の改正 所得税の税率構造が次のように改められました。</p> </div> </div>
1,950,000円から3,299,000円まで	10%	97,500円	
3,300,000円から6,949,000円まで	20%	427,500円	
6,950,000円から8,999,000円まで	23%	636,000円	
9,000,000円から17,999,000円まで	33%	1,536,000円	
18,000,000円以上	40%	2,796,000円	

詳しくは、富良野税務署 ☎ 22 2144 または役場総務課(税務係) ☎ 52 2101 まで